

令和6年度第1回厚木市セーフコミュニティ推進協議会会議次第

日時 令和6年7月24日（水）

午後3時から4時まで

場所 市役所本庁舎4階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 案 件

(1) 役員（副会長）の指名について

(2) 令和6年度セーフコミュニティ活動スケジュールについて・・・資料1

(3) 厚木市セーフコミュニティの今後の推進体制について

・・・・・・・・・・資料2、3、参考1、2、3、4

(4) 令和5年安全・健康・コミュニティに関する調査の結果について・・・資料4

4 その他

5 閉 会

厚木市セーフコミュニティ推進協議会設置規程

(設置)

第1条 地域住民と行政等の協働によるセーフコミュニティの取組みを通じて、市民が安心・安全に暮らすことのできるまちづくりを推進するため、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) セーフコミュニティプランの実施計画策定に関すること。
- (2) 地域における取組みの推進及び評価に関すること。
- (3) その他安心・安全のまちづくりの推進に関すること。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 安心・安全のための地域活動を行う団体の代表者又は構成員
- (2) 地域の安心・安全の確保に関し識見を有する者
- (3) 保健、福祉及び医療関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市職員

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役職名をもって充てられた委員の任期は、その役職にある期間に限る。
- 3 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が召集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(分科会)

第7条 協議会は、第2条に関する任務の調査研究のため、分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が指名する委員及び会長が必要と認める関係者で組織する。

- 3 分科会に分科会長を置き、会長が指名する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、セーフコミュニティ主管課において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年6月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月26日から施行する。

厚木市セーフコミュニティ推進条例

(目的)

第 1 条 この条例は、市民の事故、けが等の発生の予防その他の地域社会の課題解決に資するため、セーフコミュニティを推進し、もって誰もが健康で安心して安全に暮らすことのできる良好な地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「セーフコミュニティ」とは、次条の基本原則の下に、人の一生にとって最も大切な安全及び健康を不慮の事故等から守るとともに、より住みよい魅力的な地域社会を創るための取組をいう。

(基本原則)

第 3 条 セーフコミュニティは、事故、けが等の発生は偶然の結果ではなく、その発生は予防できるという理念の下に、市民が連携し、及び協働して地域の実態に即し、推進されなければならない。

(市民の役割)

第 4 条 市民は、事故、けが等の発生の予防に努めるとともに、セーフコミュニティの推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、セーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆^{きずな}の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする。

(市の責務)

第 5 条 市は、セーフコミュニティの推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の効果的な実施のため、市民が参加し、及び協働しやすい体制の整備を図るとともに、市民が行うセーフコミュニティの推進に関する活動に必要な支援を行うものとする。

(基本計画)

第 6 条 市長は、セーフコミュニティの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、セーフコミュニティの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) セーフコミュニティの推進に関する基本的な方針
- (2) セーフコミュニティの推進に関する組織の整備
- (3) セーフコミュニティの推進に関する活動の促進及び支援
- (4) セーフコミュニティの推進に関する長期的及び継続的な取組
- (5) セーフコミュニティの推進のために行う事故、けが等の発生原因の科学的検証及び

その結果に基づく取組

(6) セーフコミュニティの推進に関するネットワークの構築
(推進体制)

第7条 市は、セーフコミュニティを推進するための横断的安全推進組織として、厚木市セーフコミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会の構成員、事業その他協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

3 市は、協議会のほか、別に定めるところにより、セーフコミュニティの推進のために必要な組織を設けることができる。

(セーフコミュニティ推進委員会)

第8条 市長は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市セーフコミュニティ推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 市長は、毎年度、この条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。

3 委員会は、この条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。

4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(評価等)

第9条 市長は、委員会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第10条 市は、セーフコミュニティの推進に資するため、事故、けが等の発生原因の科学的検証の結果及びその結果に基づく取組その他の必要な情報を市民に対し適切に提供するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

セーフコミュニティ活動に係る今後のスケジュール

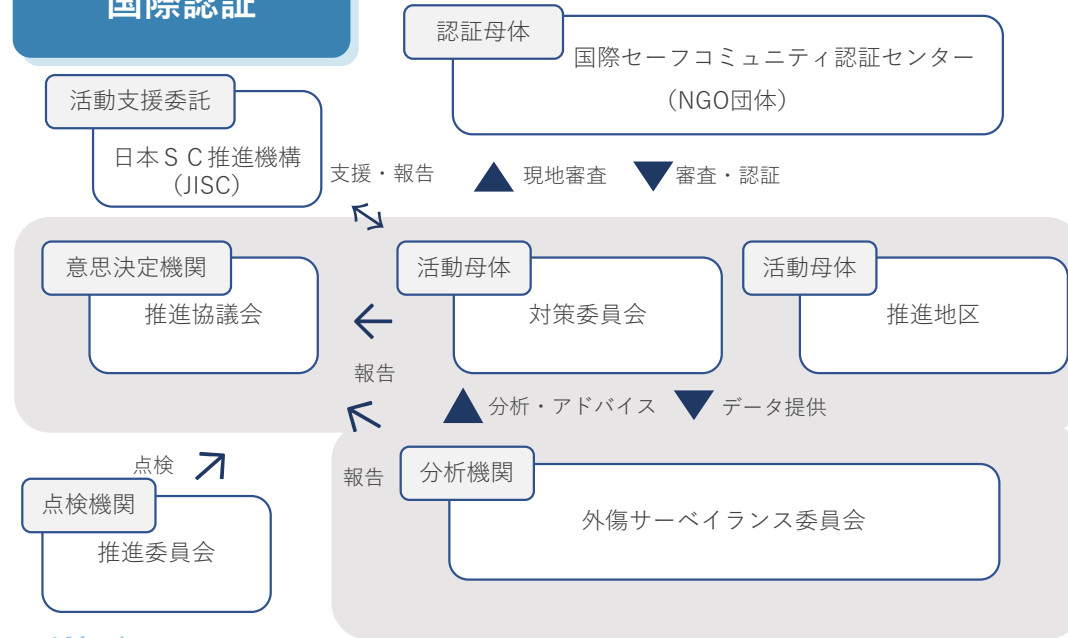
資料 1

(2024年7月24日現在)

	2024年										2025年		
	令和6年度												
	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
厚木市 SC・ISS関連		8 SC推進協議会分科会(第1回)	12 SC推進協議会分科会(第2回)	24 SC推進協議会(第1回)	29 SC推進委員会(第1回)		19 妻田小学校―SS現地指導	SC推進協議会分科会(第3回)	26 清水小学校―SS現地指導 年間活動報告書提出	10 睦合東中学校―SS現地指導	SC推進委員会(第2回)	SC推進協議会(第2回)	SC推進委員会(第3回)
対策委員会等 関連	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
		9 職場(労働)の安全対策委員会				21 外傷サーベイランス委員会 22 職場(労働)の安全対策委員会 防災対策委員会	防災対策委員会	体感治安と公共の場における安全対策委	21 職場(労働)の安全対策委員会	外傷サーベイランス委員会 自殺予防の安全対策委員会	体感治安と公共の場における安全対策委	13 職場(労働)の安全対策委員会	外傷サーベイランス委員会
他自治体・ 国際会議				8-10 韓国SC視察(SC全国協議会) 31 さいたま市SC事前指導		1 さいたま市SC事前指導 5-8 十和田市SC現地審査 29-30 SC研修会(JISC主催)			十和田市SC認証式典				

※SC・・・セーフコミュニティ ※ISS・・・インターナショナルセーフスクール

国際認証



【認証に係る経費】

通年委託 約642万円
(5年間)

+

事前指導 約 288万円
申請書作成 約 71万円 計
現地審査 約 240万円 約649万円
認証式典 約 50万円

= 約1,291万円

【分科会委員意見】

* 国際認証継続について

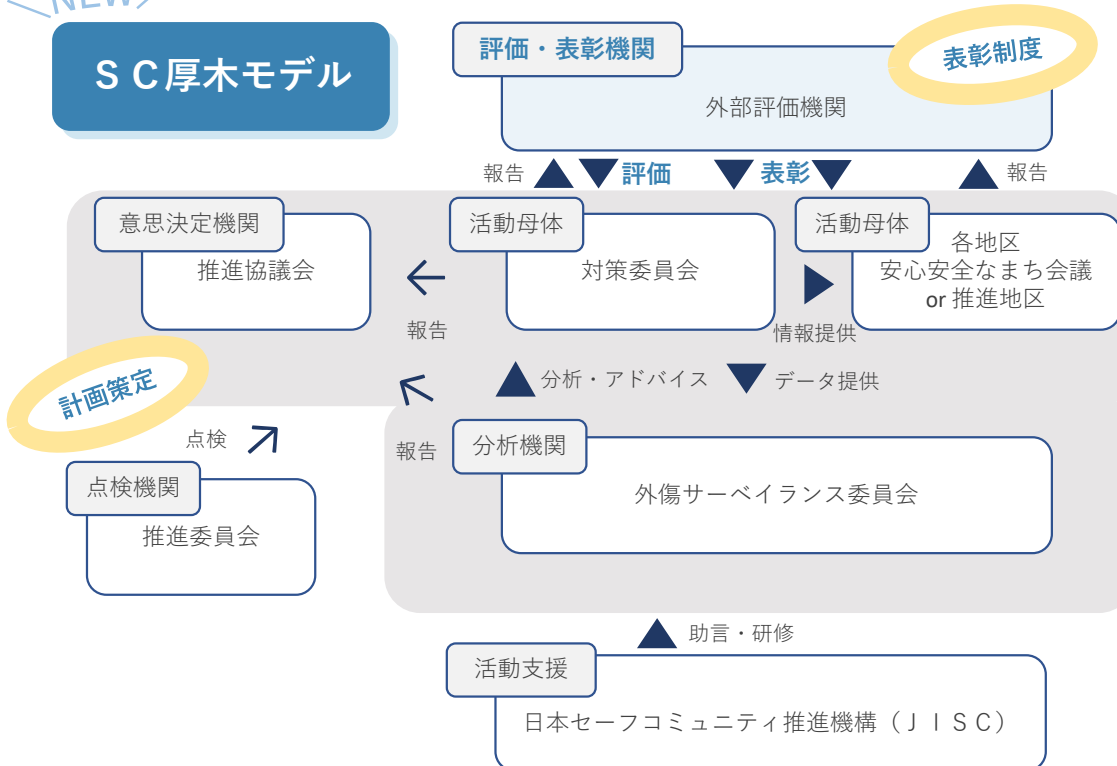
- ・再認証を申請していない認証自治体が増えている。
- ・認証に高額な費用がかかる。
- ・活動継続の達成感・満足感を得るためには認証制度が必要。

* 国際認証を継続しない場合の選択肢

- ・国際認証以外の方法で、S C の取組を継続できないか検討する。
- ・従来培ってきたノウハウを活かして、厚木市独自のSC活動を継続する。
- ・国際認証取得に代わるべき目標が必要。
- ・継続性を確保するため、市の意思で変更できない体制が望ましい。
- ・認証に係る経費をSCの活動のために活用する。

NEW

S C 厚木モデル



【運営に係る経費】 (仮)

JISCによる
助言・研修 150万円
(5年間)

+

外部評価機関による審査 (仮)
1万円×10時間×8人 80万円

= 約230万円

【分科会委員意見】

* S C 厚木モデルの主軸

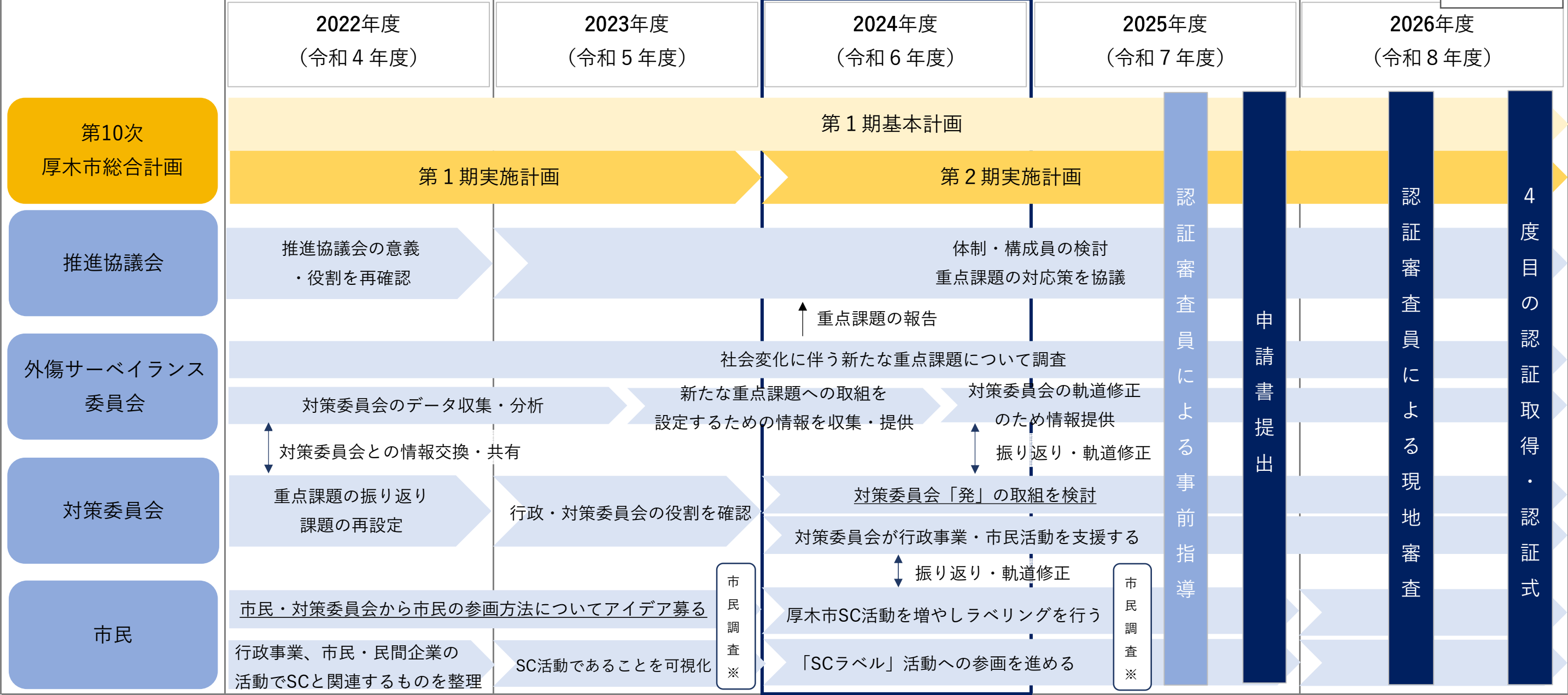
- ・厚木市 S C 推進条例「市民はセーフコミュニティを通じてお互いに知恵を出し合い、地域社会における信頼関係及び絆の強化並びに安全の質の向上を図るよう努めるものとする」の意図を反映できる体制に。
- ・世間・世界の動向、ニーズ、若者の意見等、広い視野を取り入れるために外部評価が必要。
- ・地域ニーズを汲み取り、厚木らしい活動を展開することは素晴らしい。

* 継続性の確保

- ・セーフコミュニティの6指標の精神をどのように継続するか。
- ・途中で変更できない体制に。継続する仕組の確保が必要。

* 達成感・満足感の充実

- ・活動継続のためには、満足感が得られる大きな目標が必要。
- ・表彰制度を設けることで、活動の原動力になる。



※市民調査…安全・健康・コミュニティに関する調査

現在の厚木市セーフコミュニティの状況	
市民	SCの認知度は高いが、団体や地域の代表等参画できる場が限定的
推進協議会	SC事務局の報告や提案を受け承認
外傷サーベイランス委員会	①外傷状況等以外の視点からの評価は今後 ②対策委員会との直接的な交流がない
対策委員会	関係課が事務局となり、調整・資料作成・進め方の青写真を作成 団体や地域の代表が委員となっているが、活動そのものへの関与は限定的

※SC…セーフコミュニティ

4度目の認証取得までに期待する到達点	
市民	①市民が多様な形で参画できる場・方法の拡大 → 市民満足度の向上 ②多様な市民の主体的な参画（特に女性や若い世代）
推進協議会	①地域のキーパーソンが一堂に会する機会を捉え、承認に加え議論の場へ ②多様な市民による議論の場へ → 若年層や女性
外傷サーベイランス委員会	①厚木市としての重点課題の振り返り ②具体的・多面的なSC効果の分析結果の提示（市民のQOL、社会損失等） ③対策委員会がこれまでの振り返りと新たな課題について議論できる情報の提供 ④対策委員会ごとの重点課題の設定を見直すための支援
対策委員会	対策委員会が行政事業を支援・補完 市民の主体的な参画と自立度を向上 → 対策委員会「発」の取組

※QOL…Quality of Life（クオリティ・オブ・ライフ）の略。生活の質。

令和 5 年安全・健康・コミュニティに関する調査結果

調査の概要



目的

市民の安全・健康・コミュニティに関する考えやその現状を調査するとともに、集計、分析を行い、今後のセーフコミュニティ活動等の資料とすることを目的とする。

調査対象と方法

令和 5 年 7 月 18 日現在、厚木市に住民登録している世帯主 5,500 人を無作為抽出（地域・年齢バランスを考慮）し、世帯主及び同居家族を対象とする。配布・回収ともに郵送。

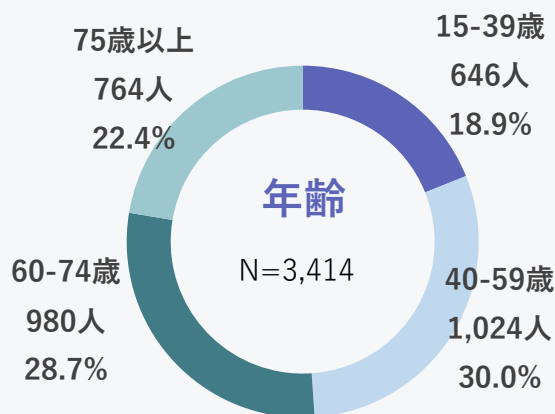
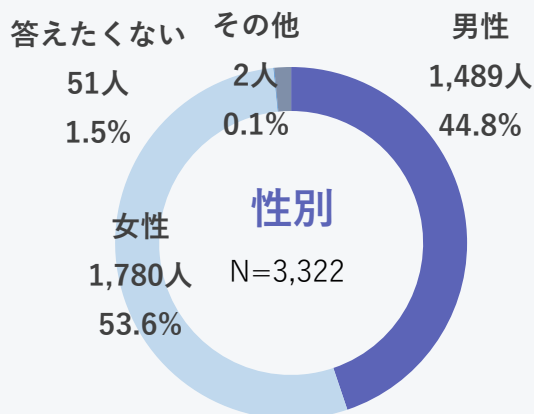
【回収結果】

	配布数	有効回答数	厚木市人口
世帯	5,500世帯	1,810世帯	
個人	16,500人	3,472票	223,997人

※統計上、意識調査の必要標本数としては、人口20万人の場合1,525件のデータがあれば95%の信頼区間があると言われています。



回答者の基本属性

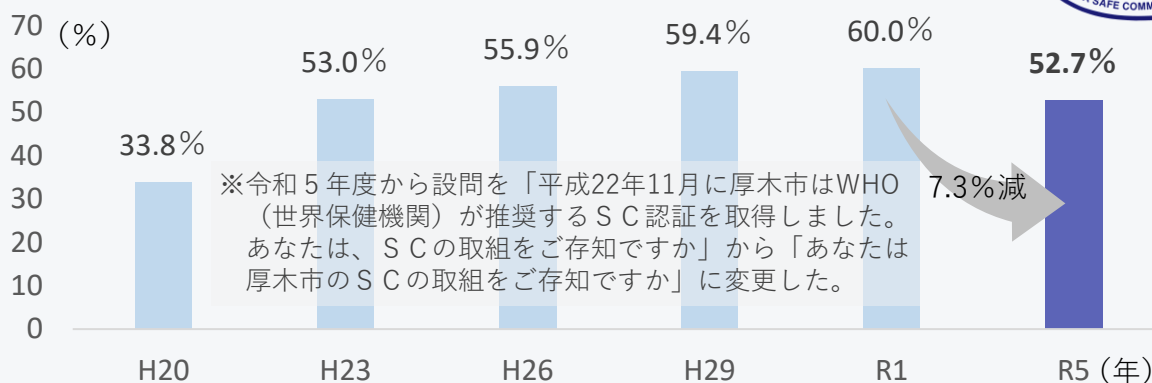


セーフコミュニティの認知状況



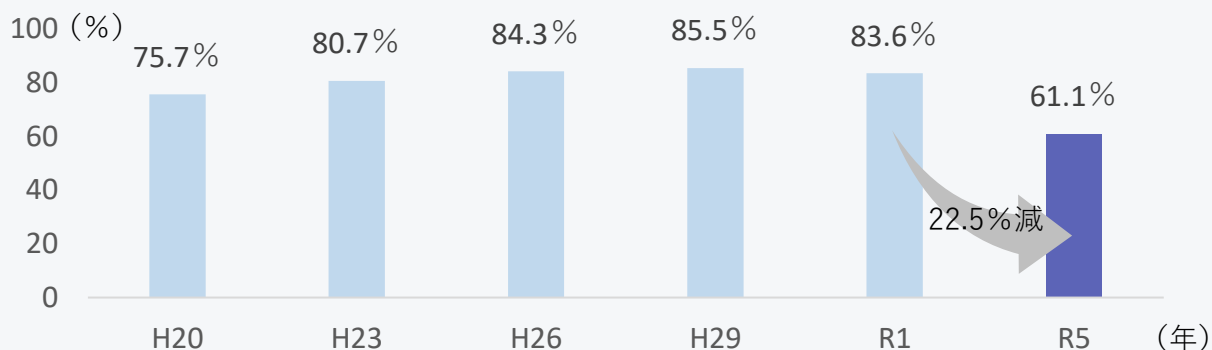
「セーフコミュニティ」の取組の認知状況

知っている + 聞いたことがある



今後の「セーフコミュニティ」の取組の推進について

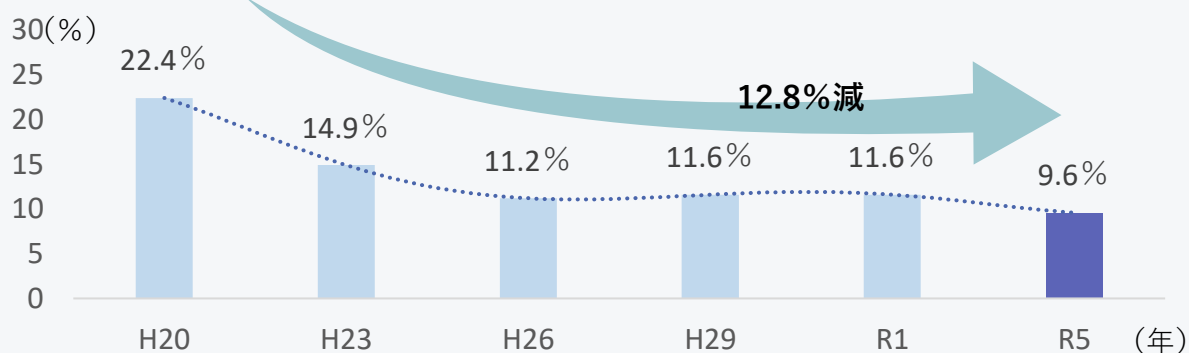
必要+どちらかという必要



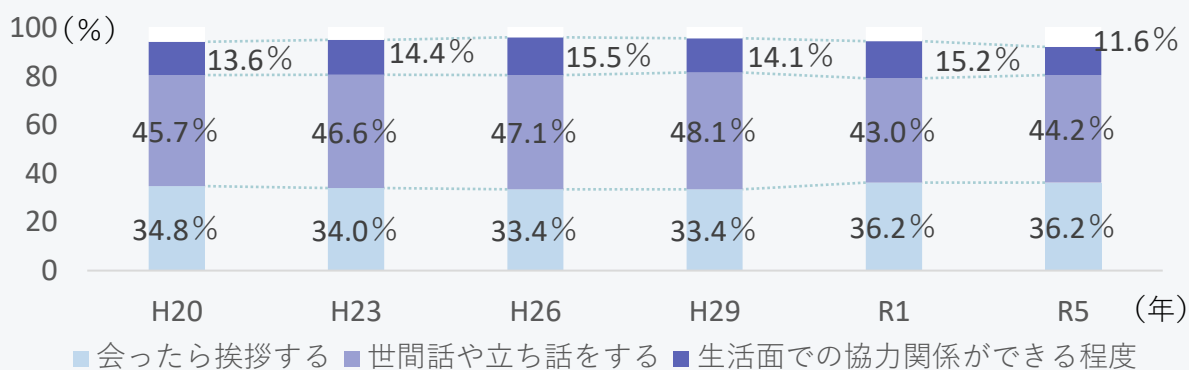
※令和5年から設問を「市や行政などが協働して、安心・安全なまちづくりを進めるセーフコミュニティの取組を、今後も継続して推進していく必要があると思いますか。」から「あなたは、セーフコミュニティの取組を、今後も継続して推進していく必要があると思いますか。」に変更した。

市民生活の安心・安全に関する意識

居住地域の安心・安全について不安感を持っている人

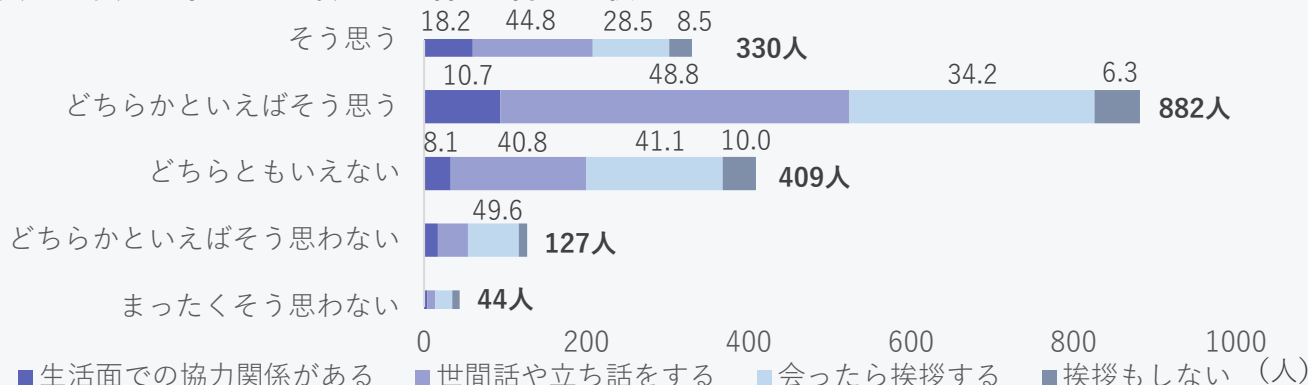


近所付き合いの現状



安心・安全に関する意識と近所付き合いの状況

Q 安心安全だと思いますか？

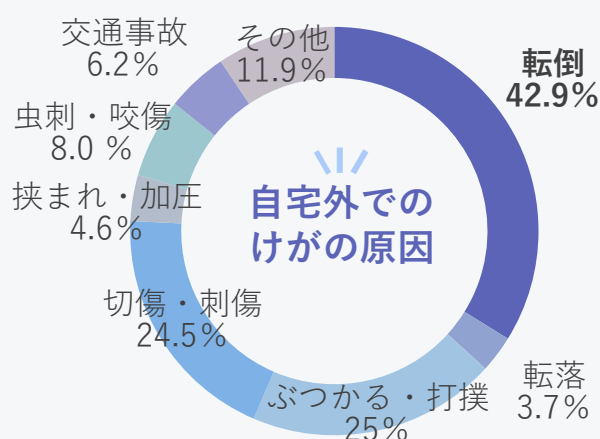
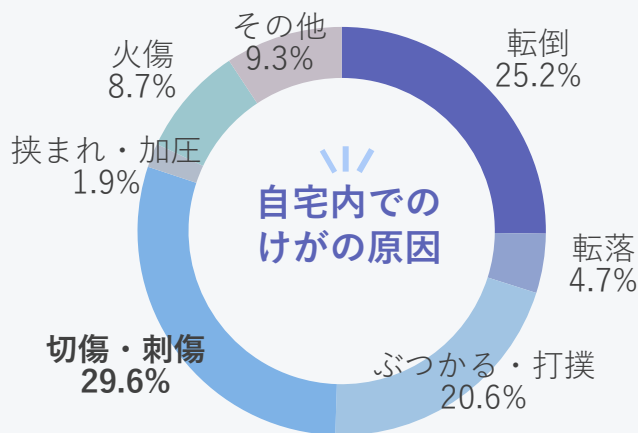
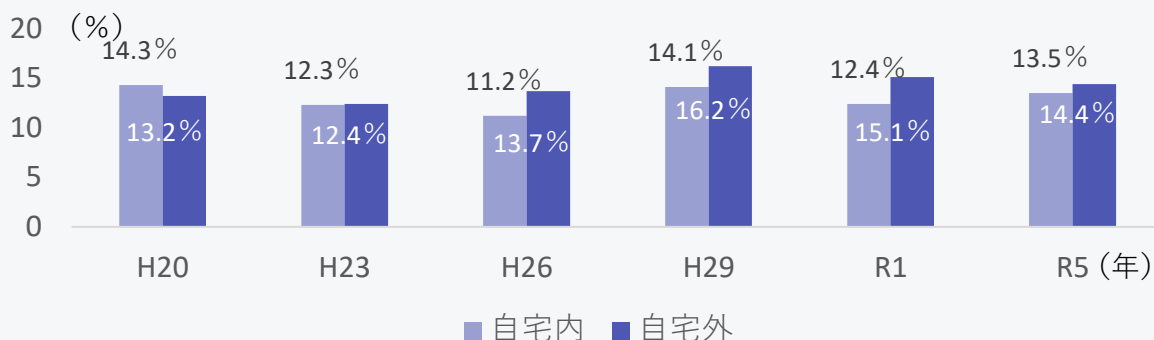


15歳以上の自宅内外での事故やけがの状況

過去 1 年間



自宅内外でけがをした人

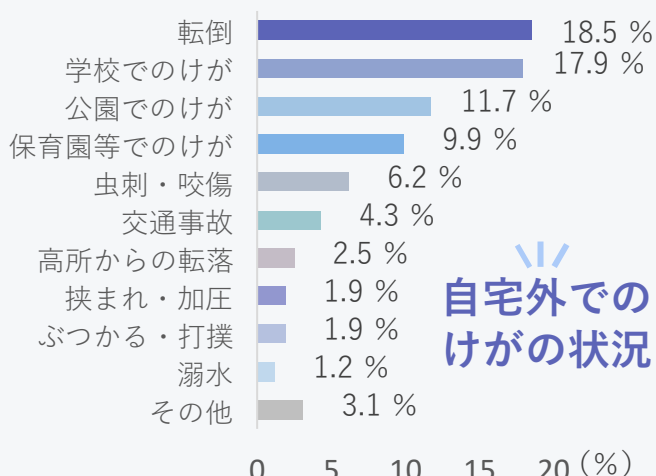
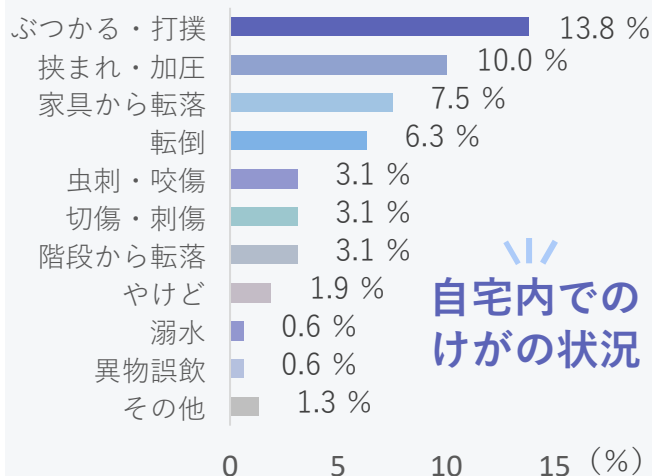
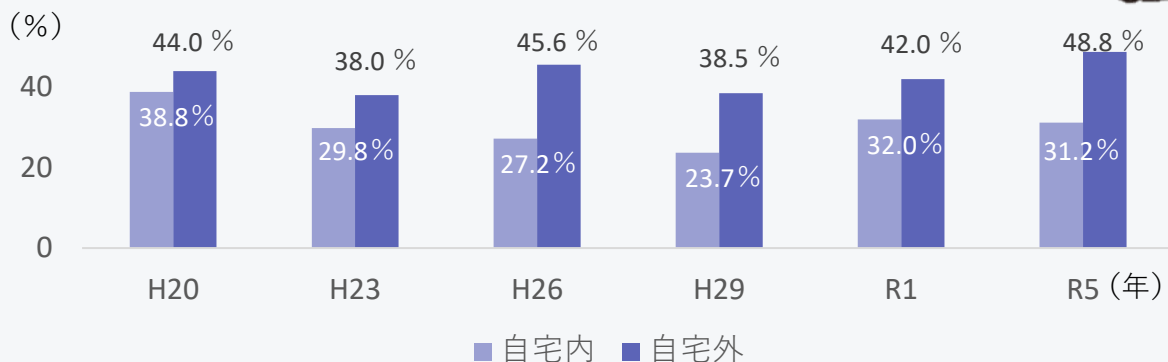


こども（15歳未満）の事故やけがの状況

過去 1 年間

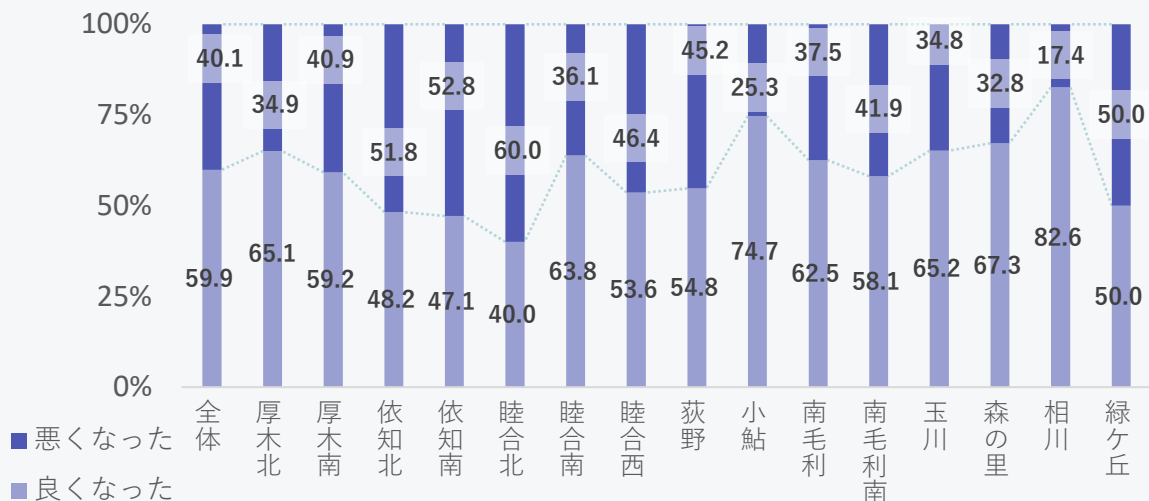


自宅内外でけがをした人

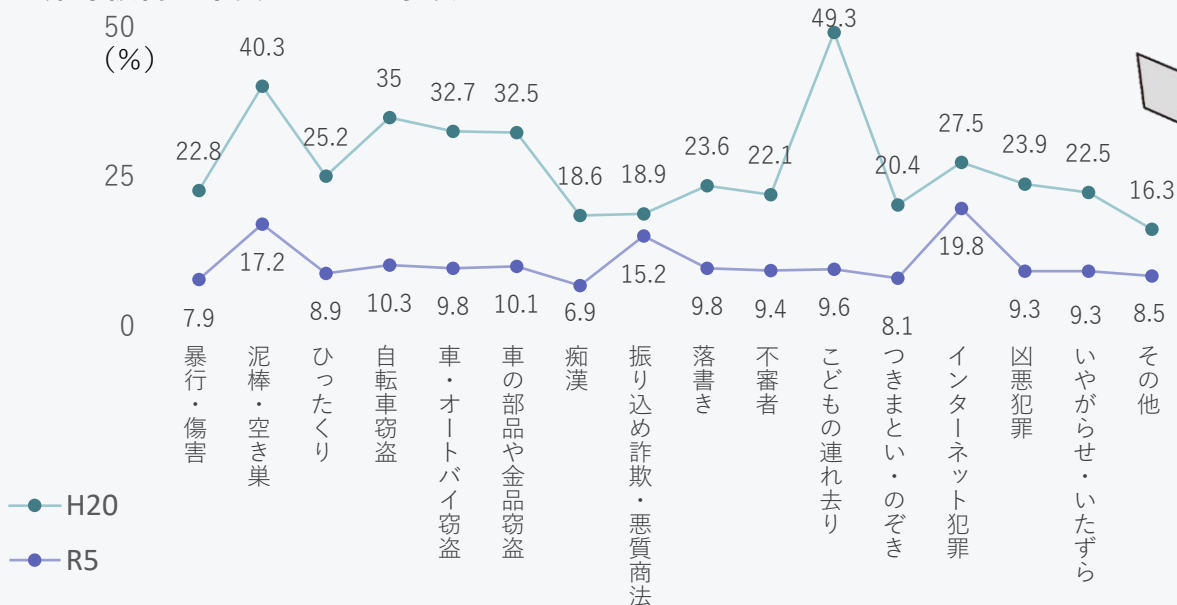


体感治安（犯罪被害等含む）に関する実態

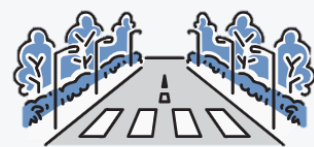
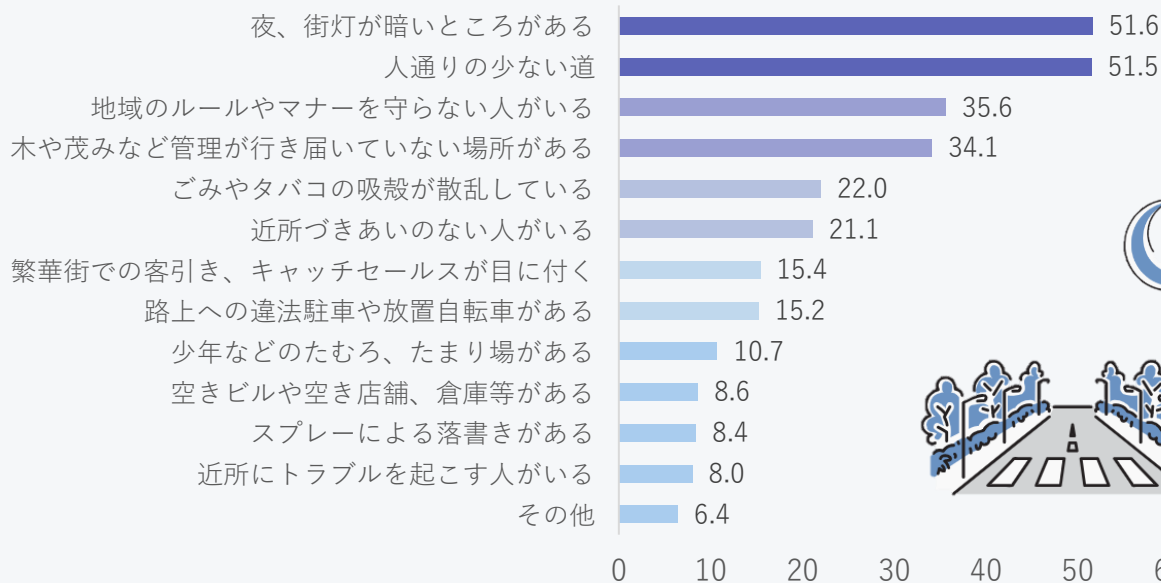
治安の変化に対する意識 自宅周辺で治安の変化を感じると答えた方



犯罪等被害や不安を感じる事項



犯罪等被害にあう不安を感じる状況



ゲートキーパーの認知状況

N=3,369

聞いたことがない
84.2%

聞いたことがある
15.8%



ゲートキーパー養成講座の受講経験

N=3,314

受講したことがない
98.6%

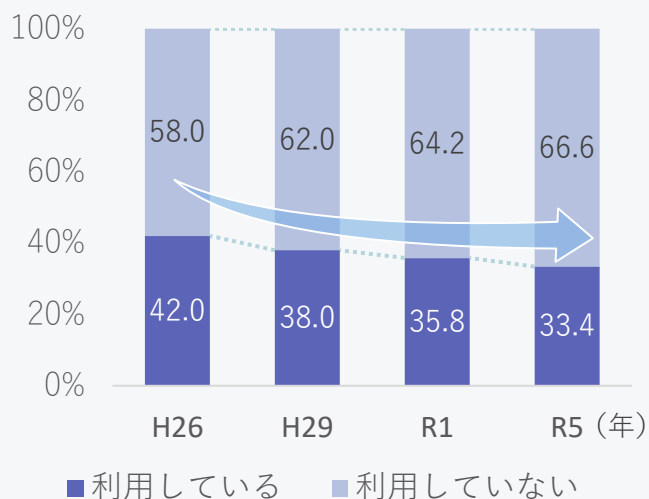
受講したことがある
1.4%



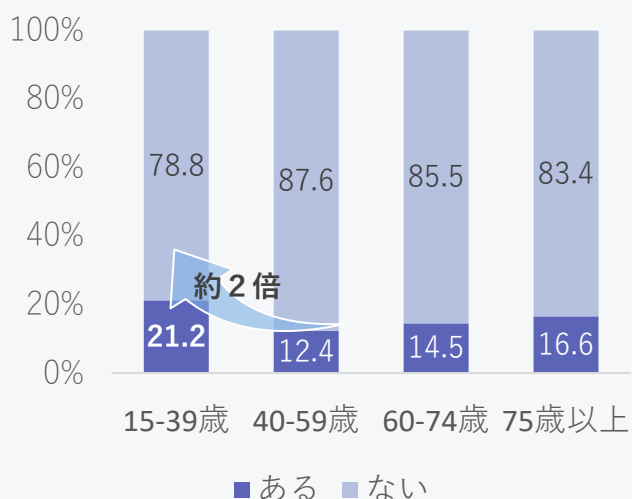
自転車の利用に関する意識と事故やけがの状況

過去5年間

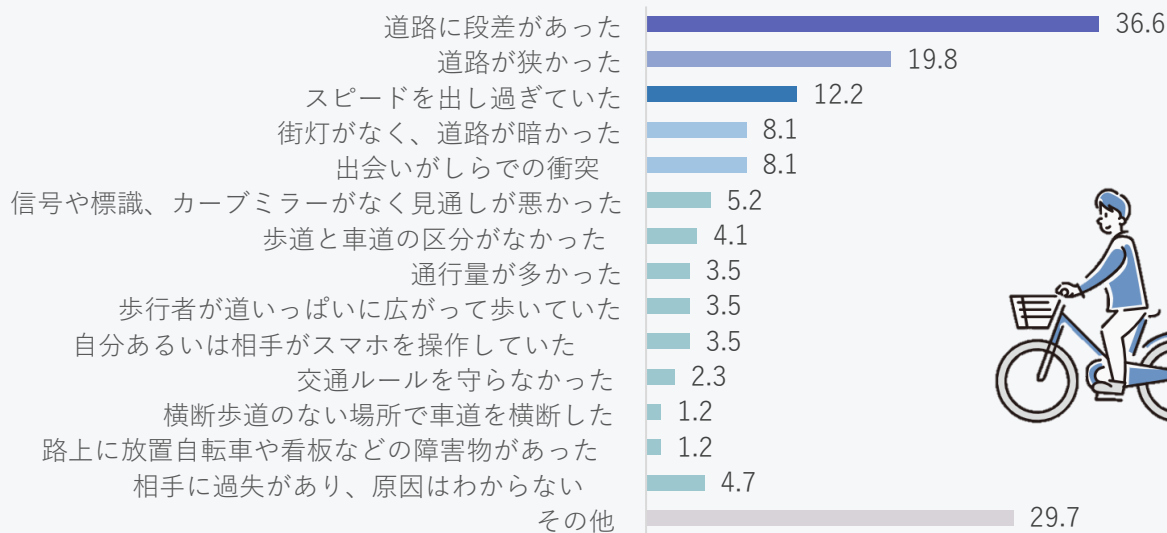
自転車の利用状況（経年比較）



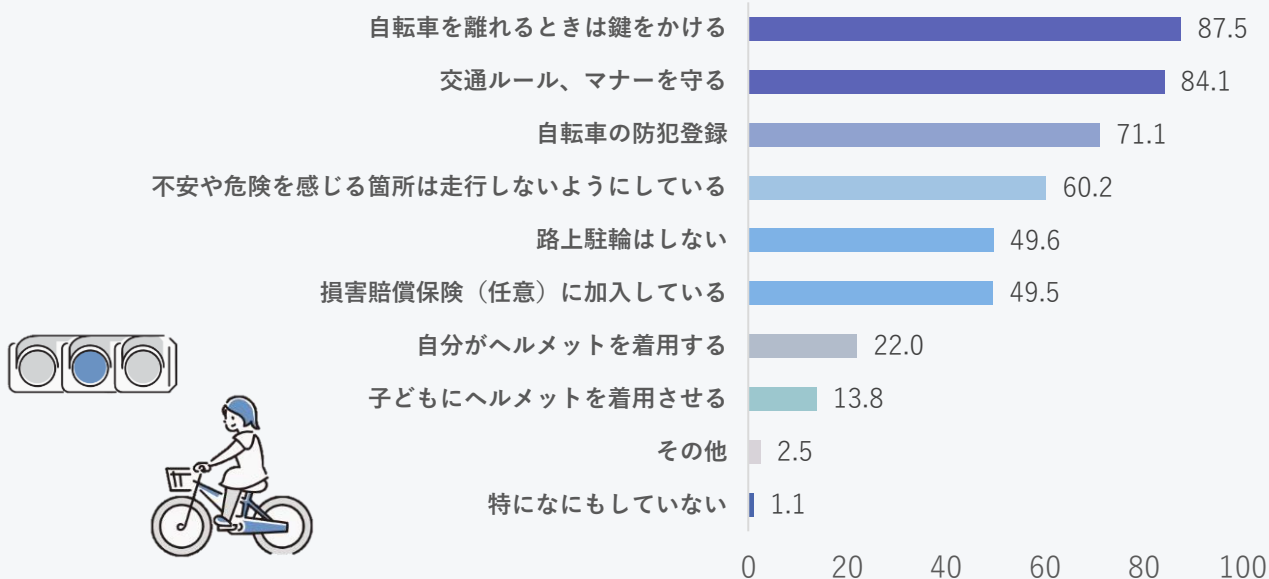
自転車利用時のけがや事故の経験（年代別）



自転車利用時のけがや事故の状況と原因

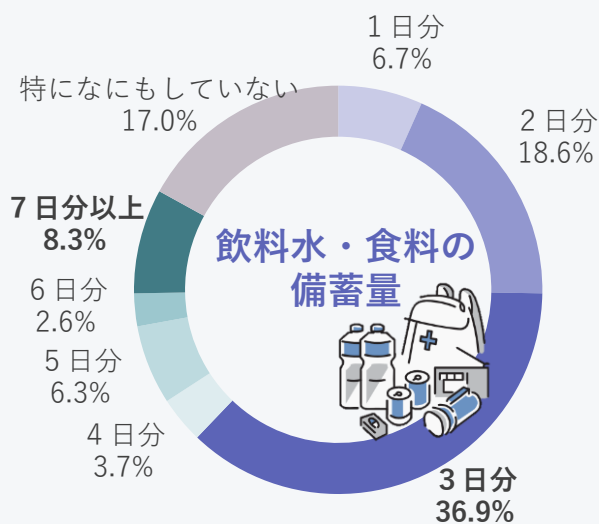
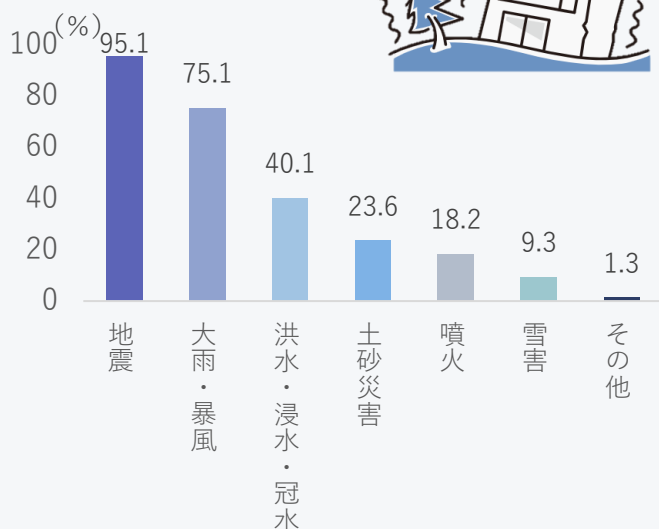


自転車利用の不安や危険を減少させるためにしていること

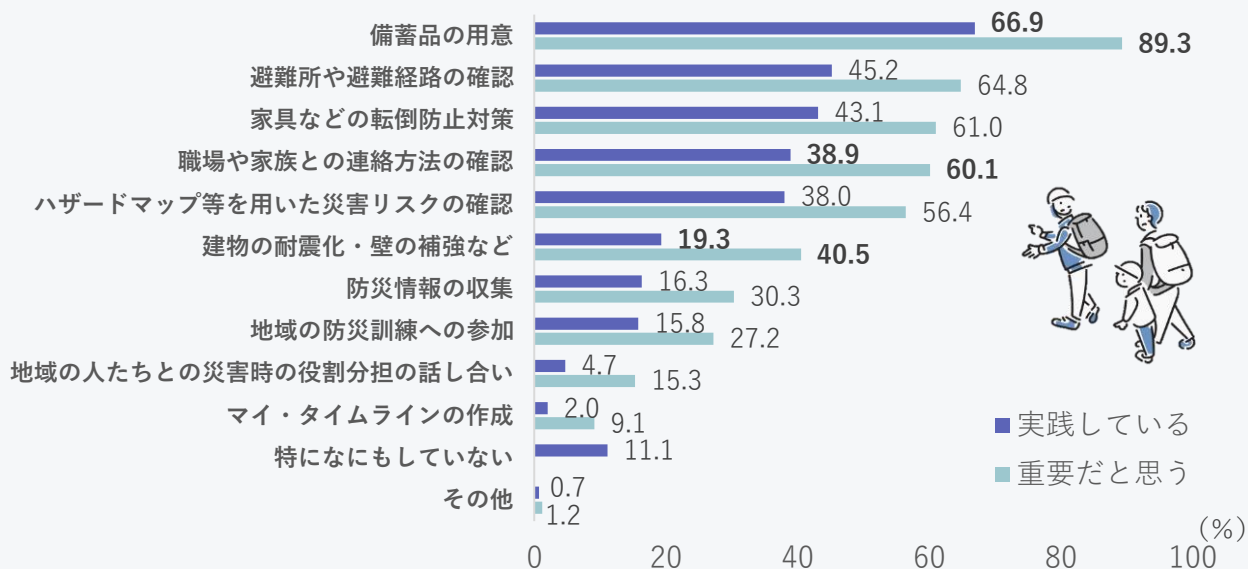


災害についての意識

不安を感じる自然災害



重要だと思う災害対策と実践している災害対策



市民の皆様の取組成果

セーフコミュニティの取組を市民協働で継続してきた成果が表れてきています。

居住地区の安心・安全に関する意識

出典 安全・健康・コミュニティに関する調査

居住地区が安心で安全だと思う市民の皆様の意識



セーフコミュニティの考え方への関心

出典 市民意識調査

セーフコミュニティの手法を用いた安心・安全なまちづくりに関心がある市民の皆様の割合



セーフコミュニティによるまちづくりの実感度

出典 市民実感度調査

健康で安心して安全に暮らせるまちづくりに対する市民の皆様の実感度



あゆみ

- 2008年1月 セーフコミュニティの取組を開始
- 2010年6月 現地審査を実施
- 2010年11月 国際認証を取得(国内で3番目に認証取得)
- 2012年10月 セーフコミュニティ推進条例を制定(国内初)
- 2015年11月 2度目の国際認証を取得
- 2018年11月 第9回アジア地域セーフコミュニティ会議厚木大会を開催
- 2021年11月 3度目の国際認証を取得



あなたの活動が

セーフコミュニティ



ATSUGI

セーフコミュニティとは

「事故やけがは、予防できる！」という考えから、安心して安全に暮らせるまちをみんなでつくろうという取組です。

HPはこちらから
セーフコミュニティ認証都市 あつぎ



厚木市セーフコミュニティ YouTube

事故やけがを防ぐための30秒の
ワンポイント動画を配信中！



推進体制



厚木市では7つの分野で取組を展開しています



交通安全



市内での交通死亡事故を無くすため、道路を安全に通行するために必要な取組をソフト・ハード両面から進めています。

主な取組

- 警察等と連携した交通啓発
- 通学路での交通安全の立哨
- 自転車ヘルメット着用の推進
- 危険な交差点の改良事業
- 各種交通安全教室の実施

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 交通ルールを守り、事故を防止しよう！



体感治安と公共の場における安全



犯罪を未然に防ぐため、駅周辺のパトロールや青色回転灯搭載車（青パト）の活動を補助するなど、犯罪者を寄せ付けないまちづくりを推進しています。

主な取組

- 本厚木駅周辺パトロール
- 青色回転灯搭載車によるパトロール
- LED防犯灯設置事業

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 散歩をしながらパトロールをしよう！



防災



自然災害に備えるため、自助、共助、公助の役割を理解し、防災対策を進めることにより、「災害に強いまちづくり」を推進しています。

主な取組

- 防災訓練参加の促進
- 小中学校向け講話の実施
- 防災ポケットブックの全戸配布

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 水や食料を備蓄しよう！



子どもの安全



子どもを不審者から守るために、地域で子どもたちを見守る愛の目運動やかけこみポイントの設置など、地域が丸となって取り組むことで、登下校時の子どもの安全を守っています。

主な取組

- 愛の目運動
- かけこみポイントの設置
- 危険予知トレーニング

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 登下校時に子どもの見守りをしよう！



自殺の予防



自殺を未然に防ぐため、ゲートキーパーの養成や街頭啓発を実施し、家族をはじめとする身近な人の変化に気付き、助け合いのできる地域づくりを推進しています。

主な取組

- ゲートキーパーの養成
- 自殺対策キャンペーン
- 相談窓口一覧「こころ、元気ですか？」配布

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ ひとりで悩まないで誰かに相談しよう！



高齢者の安全



高齢者の転倒など、不慮の事故によるけがを防ぐため、転倒予防のための啓発活動を行っています。

主な取組

- 転倒予防のためのリーフレット作成・配布（包括支援センター・老人会など）

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 毎日少しずつ運動をしよう！



職場の安全



職場の労働災害を防ぐため、企業等と連携し、転倒予防の啓発や、経験年数の浅い従業員への研修を行っています。

主な取組

- 安全衛生パトロール
- 中小企業向け安全衛生研修会
- 危険体感講習会
- STOP！転倒災害チェックリスト実施

やってみよう
セーフコミュニティ

☒ 職場で整理整頓をしよう！



外傷サーベイランス



厚木市の外傷データの分析や検証を行っています。外傷データの分析結果は、対策委員会等に対し、情報提供しています。

主な活動

- 各種統計データの分析・検証
- 重点課題の抽出
- 対策委員会の活動支援